

## ① 332

「1 票の格差」とは、選挙区ごとの有権者数と議員定数の比率に差があるため、1 票が持つ政治的価値（影響力）が不平等になる問題を指します。

主に国政選挙の区割りにおいて問題となり、憲法第 14 条の「法の下の平等」が求める投票価値の平等に反するかが争点となります。特定の地域の 1 票が他地域の数倍の価値を持つことは、国民主権の原理を歪め、議会制民主主義の正当性を損なう点が問題の本質です。

「1 票の格差」の許容範囲について、最高裁の通説的見解では、衆議院は 2 倍未満、参議院は 3 倍未満が合憲性の目安とされています。憲法は投票価値の平等を求めるが、行政区画等の考慮も立法府の裁量として認められます。この限界を超えるかが合理的な期間内に是正されない場合に「違憲」と判断される仕組みです。

## ② 330

憲法第 66 条 2 項では、文民とは、一般に「現役の軍人（自衛官）ではない者」を指しますが、通説ではさらに踏み込み「かつて職業軍人の経歴を持ち、軍国主義的思想に深く染まっていると認められる者」も除外されると解釈されます。

この要件が求められる最大の理由は、\*\*シビリアン・コントロール（文民統制）\*\*を確立し、軍部による政治への介入や暴走を防ぐためです。

例えば、旧憲法下では「陸海軍大臣現役武官制」という制度がありました。これは現役の将官しか大臣になれない仕組みであり、軍部が大臣を出さないことで内閣を総辞職に追い込み、国政を左右する事態を招きました。その反省から、武力を持つ組織を国民の代表である政治家（文民）が統制し、平和主義を堅持することが不可欠とされたのです。

## ③ 347

違憲判決の効力には、判決の効力が当該事件の当事者間でのみ生じるとする「個別的効力説」と、法律自体が一般的に無効化するとする「一般的効力説」があります。日本の付隨的違憲審査制の下では個別的効力説が通説ですが、最高裁による違憲判決は、実質的に国会へ法改正を促す強い影響力を持ちます。一方、大規模災害等の緊急時に法の効力を一時停止し、政府に権限を集中させる「国家緊急権」という考え方があります。メリットとしては、議会手続きを省略し迅速な意思決定で国難を克服できる点が挙げられます。しかしデメリットとして、権力の濫用による独裁化や、基本的人権が「公共の福祉」の名の下に不当に侵害される危険性を孕んでいます。法秩序の安定と緊急時の柔軟な対応をいかに両立させ、民主主義を守るかが現代的な課題となっています。

## ④ 337

行政国家現象とは、社会の複雑化に伴い、専門的・技術的判断を要する行政権の役割が肥大化し、実質的に立法や司法の領域を侵食する現象を指します。

国民の代表である議会が中心となる「政党国家現象」と比較すると、形式的には議会が法を定めますが、実際には行政庁が委任立法や政策立案を主導する点に特徴があります。また、法の支配に基づき裁判所が最終判断を下す「司法国家現象」との比較では、行政が裁判を経ずに自ら紛争を裁定したり（行政裁決）、強力な裁量権行使したりする点が異なります。

つまり、本来の三権分立の枠組みを超え、現代社会の課題解決のために行政が国家機能の中核を担う状態を言います。ただし、この現象は官僚統治や不透明な意思決定を招く恐れがあるため、民主的統制の強化が常に求められます。

#### ⑤ 339

法には明確な順位（段階的構造）が存在し、憲法を頂点とするピラミッド状の体系をなしています。この関係を律する原則は主に三つです。

第一に「上位法優先の原則」であり、憲法に反する法律等は効力を持ちません。第二に、同順位の法では「後法（新法）優先の原則」が適用されます。第三に、特定の事項を扱う「特別法は一般法に優先」します。

これらの原則が採られる理由は、法秩序の統一性と整合性を保持するためです。優先順位がなければ矛盾するルールが乱立し、国民の混乱や法的安定性の喪失を招きます。特に最高法規である憲法を頂点に置くことで、権力の恣意的な運用を制約し、基本的人権を確実に保障するという立憲主義の目的を果たしています。これにより、国家の法体系は一貫性を持った正当な規範として機能するのです。